

このような過程を経て同省は、上記の各グループやその他の(CSS省のスタッフ、OACAS, ANCFSO 等) グループから重要な情報を得た。

これらの議論が、多くの改正案を原文に盛り込むことになった。

## 2. 子ども虐待ケースのための CSS 省調査・運営基準とガイドラインにとってかわった新基準

新基準は、子ども虐待ケースのための CSS 省調査・運営基準とガイドラインにとってかわったものである。子ども保護専門スタッフは新基準の履行令が執行されるまでは、現行の基準を使用するものとする。

## 3. 新基準は虐待だけではなく、すべての保護ケースに適用される

新基準の履行令が執行される日から、新基準は虐待ケースだけではなくすべての保護ケースに適用され、以降、現行の基準およびガイドラインは適用されない。

1997年に多数の要因が集中的に働き、すべての子ども保護ケースに適用できるサービスの必要条件の開発が必要であるという結論にいたった。そのなかでも、子どもの死亡に関する特別調査団の活動および CAS の保護下で子どもを死においやったコロナー事件のインクエストが大きな要因であった。特別調査団（死亡時に CAS のサービスを受けていた100人以上の子どもの死亡）の調査とインクエストの勧告の双方は、非虐待ケースにも適用する子ども保護サービス規定に明確な必要条件を設置する重要性を立証した。これらの子どもの死亡のほとんどは、虐待ケースとして扱われなかったケースに起きた事件であった。

リスク・アセスメント・モデルの導入が第一歩であったならば、その後の経過が1998年の新基準の開発に引き継がれた。

## 4. 主要な判断には、ワーカーとスーパーバイザーの協議が重要である

リスク・アセスメント・モデルと新基準では、子ども保護において決定的な判断を下す際に協同責任があることを強調しており、特にワーカーとスーパーバイザーが決定前の協議を共に行う重要性を明記している。

## 5. 最善の実践と日常の現実にバランスが保たれているか

リスク・アセスメント・モデル改訂版と新基準に対する見解は、一貫している。必要条件に関しても、多くの支持を得ており、明瞭性も強調されている。また、子ども保護に専任する作業量についても問題が一本化されている。従って、CSS 省やオンタリオ州の多く

の子ども保護の専門家は、最善の実践と日常の現実におけるバランスはうまく保たれているものと確信している。

CSS 省は、この履行について引き続き注意深い監視を行う。リスク・アセスメント・モデルが開発され履行にいたる間、同省は、首尾一貫して子ども保護の現場からの情報を収集しその活用に責任を負い、今後もそれを継承することを示してきた。

## 6. いまだ、実施に至らない財源の枠組み

財源の枠組みは、いまだ実施するに至っていない。よって、ベンチマーク（コンピューターによる比較評価）を使って、3年の期間をかけて全体的な実施状況を注意深く再検討する予定である。

## CFS 法、法規、基準、リスク・アセスメント・モデルの構成要素の相違点に関する主要課題

**法律 (CFS 法) :** CFS 法は、法全体の方針を明示し、サービスの提供に関する政令および範囲を明示する法令条件を規定する。

**法規 :** 法規は、運営および手続き事項を明確に記述し、必要に応じて法律の規定に効力を発する。法規は、最低限の期待事項を制定し、制定法によって強制力を有す。監視計画または順守できない結果については法規に従って履行される。

**基準 :** 基準は、特定な事業域を管理、評価する主要な専任者の情報を基に CSS 省が開発した方針である。基準は強制力を有し、特定の事業域について必要条件を順守する最低レベルの作業実施を制定する。

子ども保護ケースのための基準は、協会がスタッフの作業を監視する評価方法を容易にすると同様に CSS 省が協会の事業実施の状況を監視するためにも役立つという点について明記している。

**オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル 1999 年度改訂版 :** リスク・アセスメント・モデルは、法律または CFS 法、子ども保護ケースのための基準（現行の子ども虐待基準にとってかわる）を支援する必要条件および追加の注釈に関する参照文が含まれている。

**基準を支援する必要条件 :** 基準を履行するにあたって要請される実践行為について記述している。これらの必要条件も強制力を有し、順守に対する再審査は、各 CAS で毎年行われる子ども保護の再審査に関する審査会（現行のクラウン・ワード再審査）に組み入れられる。

過去において、CSS 省は「基準を支援する必要条件」の提供はしていない。

**注釈 :** 注釈は、基準および／または基準を支援する必要条件をさらに進めた解釈を提供している。注釈には、最善の実践をいかに実施するかといった情報が提供されているが、これらに強制力はない。

**注 :** 法規はまだ承認および公報に発表されていないために、現行の原文には法規に関する参照文献は特記されていない。法規は草案済みで、それには子ども保護ケースのための基準に含まれる主要な必要条件が要約されている。改正法がひとたび公布されたならば、法規は公報に発表され、子ども保護ケースのための法規として、オンタリオ州における子ど

も保護のためのリスク・アセスメント・モデル1999年度改訂版の最終原本に入稿される。

## 旧版、CFS法の下での子ども虐待ケースに関する調査・運営のためのCSS省の基準とガイドラインと新基準との比較検討

すべての子ども保護ケースのための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版が設定した各リスク判定の項目に統合されており、トレーニング・ノートにはさらに詳細な説明が記述されている。

以下の表は、新旧の基準の主な変更を記している。

### 子ども保護ケースのための新基準と現行基準の主要変更の概要

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>必要条件を虐待ケースのみに限る</li><li>記録文書は単独</li><li>監督介入の要請は必要時のみ</li><li>サービス要件に関する決定を支える道具はない</li><li>その他のCASとの接触／または連携を確認する要請がない</li><li>サービス要件を監視する要請がない</li><li>虐待の申し立てのあった子どもとの面接は、12時間以内に行う、すべての非虐待ケース（例えば、ネグレクト）の子どもとは、21日以内とする</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>必要条件は全ての子ども保護ケースに適用する</li><li>オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルに統合する</li><li>ワーカーとスーパーバイザーによる協議決定を重視する</li><li>サービス開始要件に準する</li><li>事前の接触、連携を要請する</li><li>照会／通告が不適格な決定には、CASのスーパーバイザーによる四半期毎の再審査を要請する</li><li>ケースが「きわめて危険」と評定された子どもとの面接は、12時間以内に行う。その他のすべてのケースは、7日以内に行う</li></ul> |

|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事前のアセスメント／事前の計画を要請するが特別な時間的枠組みは設けていない</li> <li>• すべての子どもと面接を行う、と要請する特別な記述はない</li> <li>• 21日以内に調査を完了させる</li> <li>• 注釈に明記されたリスク・アセスメントを行う裁量は自由であり、標準化した書式はない</li> <li>• 一般的なアセスメントは調査の結果がでた時点で要請される（21日以内）</li> <li>• サービス計画は調査の終了時に要求される（21日以内）</li> <li>• 基準は、虐待ケースの終結について言及していない</li> <li>• アセスメントおよび計画の再審査は6ヶ月毎に行う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• セーフティ・アセスメント／計画は、第一回目の面接時に行う</li> <li>• すべての子どもと面接を行う、と要請する記述が明確に示されている</li> <li>• 調査は30日以内に完了させなければならない、例外として60日を認める</li> <li>• 標準化されたリスク・アセスメントを30日以内に行い、重要なケースに関してはさらに6ヶ月毎のアセスメントを行う</li> <li>• その他の子ども保護関連事項のアセスメントは、標準化されたリスク・アセスメントを使用して完了すると要請している</li> <li>• サービスの計画は60日間に基準に合わせて作成する</li> <li>• 基準は、すべての子ども保護ケースを四半期毎に再審査することを要請し、もしその判定標準が（保護サービスのための要件が見あたらない）と評価された場合には、そのケースを終結するかもしくは30日以内に再分類をする</li> <li>• 特に重要なケースについては6ヶ月毎に、アセスメントを行う</li> </ul> |
|--|---|

## **セクション I : サービス開始要件および対応時間の決定**

子どもが保護を必要としている可能性がある照会／通告／情報の対応に、子ども保護専門ワーカーはリスク判定について、2つの重要な意志決定を行う：一つは、そのケースが子ども保護のためのサービス要件を開始すべきケースであるか、そうであるならば2つ目は、対応時間の最短時間はどのくらいあるかということである。

リスク判定#1：このケースは子ども保護サービスの要件を満たしているか？

基準#1：サービス開始要件

### **主要変更：**

概略：

サービス開始要件は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルにおいて引き続き特別な役割を果たしている。他の多くの州がこの道具に興味を示した。この新基準は、最初のリスク・アセスメント・モデルに取り入れた必要条件を補強するもので、子ども保護サービスのためのサービス要件を開始するにあたって第一次、それに続く第二次決定を支持するものである。

（現行）基準においては警察との協働に関する協定書についての言及はない。しかし、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版の序の項（頁）において、基準の予備情報として警察を含むその他のサービス分野との協定を開発あるいは維持する重要性を説いている。その中で、子ども保護に関する警察との協定書はただ単にCSS省が求める（健康な赤ちゃん／健康な子ども、女性に対する暴力、子どもの在宅プログラムとの）協定ではなく、またケース特有の要請でも、含まれるものでもないと記している。CSS省は、協定書の開発を支持または奨励する意義がないと言っているのではない。それよりもむしろ、CASの8年以上もの懸命な活動を検証した結果、これらの協定を警察と結ぶことが将来も子どもの最善の利益を保証するものであると確信している。実際、CSS省は法務省との協同作業を先導してオンタリオ州全体の各司法関係機関が適用できる協定書のモデルを開発した。CASの何人かの同僚は、この開発を手助けするために、作業グループに参加した。その結果、省間協同連絡機関を通じて1999年1月までに協定書のモデルを作成し配布する予定である。

## 1. 州内のデータベースを必ず探索すること

現在、子ども保護のデータベースは、どこの CAS においても稼働している。入力した各家族に関するデータベースを通じて、35のデータ・エレメントにトラックされている。最初、CSS 省は州のデータベースは、ワーカーが過去に他のどこかの CAS と接触があったか否かを確認するために使用するものとした。しかしながら、子どもの死亡に関する一連のインクエストの勧告と特別調査団の強い要望で事前に接触があったか否かの確認作業の受容力を強化した。

## 2. 四半期毎に行う自己審査システム

協会は、保護調査を開始しないと決定を下した場合のサービス要件の判定について、基本的に監督職あるいは管理職の段階において四半期毎に判定の再検討を行うことを保証しなければならない。この判定は、CFS 法の保護の条項を根拠にその運用の境界範囲を規定しており、調査の開始決定は「厳格」であればあるほど良いとしている。CSS 省がこれらのケースを通常の子ども保護の再審査ケースとして扱う、としているが協会は、このようなケースにはより頻繁な抑制と均衡を保つ方針をとっている。

リスク・アセスメント・モデル改訂版と新基準では、これらの再審査は当然管理され文書化されるものとして暗黙している。

## 3. すでに開始している保護ケースに入った新たな照会／通告／情報に関する内容を明確にする

基準#1 を支持する必要条件（リスク・アセスメント・モデル　頁）の概要には、子どもは保護をする、とすでに決定されているケースについて新たな保護調査の開始をする際の予測に関して明記している。また、判断を下さなければならない間であっても、予測とは子どもは保護をするかもしれないといったあらゆる新しい申し立てまたは事実があっても調査は行わなければならない。

どのようにしてこのような判断を下したら良いかと、多くの機関からの問い合わせが続いている。明確な書式はないと強調すべきであるが、サービス開始要件がそれらの決定に役立つはずである。過去においても現在においても、以前にあった申し立てと関係性のある新しい情報とまったく新しい申し立ての区別は常に困難を極めているが、子ども保護ワーカーはスーパーバイザーとよく協議の上、これらの判断を下さなければならない。

（例えば、ある情報を受けたがまだケースは開始されていない場合、保護調査を開始すべきかどうか）といった新しいケースにも同じ判断基準を通常に適用することができる。

CFS 法の保護の条項を根拠に引用することも役に立つであろう、また、各々の根拠についてあらゆる角度から次のように自分自身に問うことも重要である。この新しい情報は、子どもが身体的な危害をこうむるかもしれないという推測が成り立つか…、あるいは、子どもが身体的な危害に苦しむかもしれないリスクが存在しているだろうか…などなどであ

る。法律に制定された CAS の機能の一つは、子どもが保護を要する可能性があるかもしれないといった申し立てあるいは事実を調査することである。{CFS 法第 15 条（3）}

#### 4. サービス開始要件の評定を行う際に必要な情報を 24 時間隨時入手可能となる

以前に、リスク・アセスメント・モデルは「入ってくるすべての照会とサービスの要請」を基本としてサービス開始要件の評定を行うことを求めた。

最初の照会／通告／情報がサービス要件の適格な評定を行うには情報が不十分である場合、最初の情報を得た時点から 24 時間以内により詳しい情報に入手できる環境を提供すると明示している。

24 時間以内にサービス開始要件の判定を書式に記録をしなければならないとする必要条件に変更はないが、ワーカーがさらに新しい情報を 24 時間以内に入手した場合、最初に得た情報のみに基づいた評定をどのように下し、どのような評定に変更したかの事実を明確に記述しなければならない、という事項が加えられた。

例えば、母親が子どもをだれの監視もなく毎日、放課後の 1 時間ほど一人で家に残して出かけているといった通告があった。事実、ワーカーが家を訪れた時に子どもは一人でいた。通告者は子どもの年齢を知らないが「幼く」見えると言っていた。子どもの氏名と住所以外の情報はほとんどなかった。訪問を終えた数時間後にワーカーは学校と接触することができ、母親には 15 歳の双子の子どもがいて、その子どもたちは規則正しく通学しており、大変成績の良い子どもたちであることが判明した。最初、ワーカーはサービス開始要件のセクション 2、評定 1、A 段階を選択するつもりであったが、その後に得た情報に基づいて、セクション 2、評定 1、C または D 段階の選択をする方が適切であろうと判断をした。この判断は対応時間が明らかに違うことを示唆している。

#### 5. 保護ケースと非保護（またはその他の児童福祉サービス）ケースを区別する重要性

多くの理由が示すように、子ども保護援助協会が関わる子ども保護活動が CFS 法の第Ⅲ節の権限を根拠とする強制命令の活動と、他のボランタリー的な活動をきわめて明確に区別している。

以下がそれらの根拠となる：

- 何が保護ケースで何が保護ケースではないといった場合の明瞭性が強化されていれば、子どものためのより高度な保護と安全を確保できる
- 子どもと家族は、CAS との関係性について知る権利を有する
- CSS 省が定める保護ケース、非保護ケースの必要条件は異なる

## 一 保護ケースにはより高度な財源の性能評価を有する

最近完了した CSS 省による CAS のサービスおよび財務データに関する再検討が示したことは、CAS がこの区別を理解し、より明確に記録する必要性を継続して実践するよう指示した。

6. サービス開始要件の最初に行った評定は保護調査の完了（またはリスク判定#5を終了）するまでは変更できないとしているが、子どもと最初の面接をする前に得た情報がその子どもは保護を要すると推測される根拠またはもっともらしい理由が見あたらない場合はその限りではない

CAS がこの手段をくまなく使用して得た情報あるいは CAS のサービスおよび財務データ

の再検討を通じて得た情報を、いくつかの機関ではその新しい情報が適切ならば、通常の手続きである保護調査の完了前に行う最初のサービス開始要件の評定を変更できるとした。サービス開始要件がリスク・アセスメント・モデルに包括された時点でこの変更を意図していなかったが、実際は照会に対応する綿密な保護調査を行えば、すべての子どもの保護と安全性を増強することになり、それが今回の子ども福祉改革課題の主要目的と合致する。

しかしながら、旧版のリスク・アセスメント・モデルには、子どもが保護を要すると推測される根拠またはもっともらしい理由が見あたらないといった状況を示す情報を最初の照会／通告の後に受けた情報にどう対応すべきかについて明確な解釈をしていない。改訂版では、つぎのような場合について明確にしている。それは、実際に最初の照会／通告を受けた後に得た情報で、第一回目の面接を行う前である場合、ワーカーには CFS 法の保護を根拠とした介入にこれ以上の権限がないとされる場合に限るとしている。しかし、子どもと面接を終えた場合には保護調査を完全なものにしなければならない。つまり、すべての必要条件を完全に満たし、子どもは保護を要すると認定されるかあるいは、されないかのどちらかであることを含むという意味である。

## サービス開始要件の変更

### 概要：

サービス開始要件の改訂は、第一に CFS 改正法案（まだ公布されていない）の提出に伴って変更をしたこと、第二にこの履行をあらゆる面から実践して得たフィードバックを統合したことで行った。

CSS 省は、サービス開始要件の開発者の意見や CSS 省の法務局が特定の改訂セクション

を詳細に再検討した上で、現況に可能な限り対応できるものとする意図があった。保護の規定を根拠とする心理的危険の定義の変更は、特に改正法を最大限に尊重するという深い意味が込められている。

CASは、トレーニングのために配布されたサービス開始要件の原案に記されたあらゆる変更箇所について、履行前に助言を受けることになる。

サービス開始要件の版権は引き続き OACAS が所有し、現在、これらの変更の承認手続き

を行っている。変更箇所に関する意見を求め、その後にこれらの変更に対する認定を受けることになる。

CFS 改正法（まだ公布されていない）に伴って、介入ラインは評定の範囲内を移動しなか

った。リスク・アセスメント・モデルに包括されたサービス開始要件は、明確に CFS 法の意図を運用するものとしており、改正法においてはさらにこの意図を強化している。

#### 1. 各評定項目に、申し立てられた／実証されたを追記した

申し立てられた／実証されたを追記したのは、最初の照会／通告／情報を受けた時点の状況をより正確により具体的に説明をするためである。情報を実証できるかもしれないまたはできないかもしれないといった時点で、サービス規定をどの程度の段階として扱うかを明確にすることが重要である。

「実証された」は、リスク判定# 4において定義されている。

CSS 省は、このことばが欠如しているために、充分な調査を行う前に状況を識別する子ども保護専門ワーカーの最初の評定が不本意にも「降格」させてしまう可能性が大きくなるという意見を受けたことでこのような追記がなされた。

#### 2. 身体的罰、セクション1、評定1は、身体的けがに変更する

すべての身体的虐待は体罰の結果から生じたものではないとして変更された。

#### 3. セクション1、評定3、D\*およびE\*は、「きわめて深刻」に引き上げる

これらの評定は、CSS 省、子ども虐待ケースのための調査運営基準とガイドラインによれば、対応時間は12時間と定めていた。が、これらの特有なケースの対応時間の必要条件の評定を保証するために「深刻である」から「きわめて深刻」に引き上げた。

#### 4. セクション5、評定3、「問題のある養育者」を削除し、胎児の保護サービス関連事項としてセクション10、Kに移動する

子どもの出生前のケースは、セクション5から移動し、非保護ケースとして扱うと明確に記録する。多くのケースに携わっている関係上、この段階で協会の事業を誕生前の子ども

の保護も強化拡大することは適切で懸念であるかもしれない。が、CFS 法には誕生前の子どもの保護をする権限を規定する項目はない。

保護と非保護ケースを明確に区別することが重要である。

#### 5. 虐待基準を参照する、を削除：

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版と新基準の履行令が施行されるまでは、現行の CFS 法の下での子ども虐待ケースに関する調査・運営基準とガイドライン改訂版がその効力を有する。

#### 6. 序の「通告義務」の内容を更新する

#### 7. CFS 改正法にともない概略を更新する

- 例、セクション1, 評定1, G 子どもが身体的危険を受ける可能性があるというリスクがある。
- 心理的危険に関するセクション3, 評定1, は養育者の実行または不実行が原因で生じた危害を示している。注の項にも旧版で使用した、きわめてとは対照的に使用する一連のことばを説明している。

#### 文才応時間

リスク判定#2 いつまでに対応しなければならないか

基準#2 対応時間

#### 主要変更：

1. 対応時間は深刻さの度合いと連動する。すべての「深刻である」のケースに対して、対応時間を7日間としたものを24時間とする

CSS 省の子ども福祉改革の課題は、子どもの安全性と保護を拡大強化することにあると明示している。子どもが保護を要しているかもしれない照会／通告／情報に対する対応時間限定することはこの課題が確約する重要な構成要素である。子どもの死亡に関する特別調査団および1997年の子どもの死亡に関する一連のインクエストの双方とそれに続

<1998年の勧告に基づいて、CSS省は、一般的に子どもの死亡は非虐待ケース生じるという死亡調査が示したようにネグレクトのケースに明確なサービスのための必要条件を表示することであった。このことは、保護調査は必然的により多くの時間がかかるという意味ではなく、むしろより早く調査に着手すべきであるということを示している。

協会は必要とされる対応時間を保証するなんらかの調整機能を作る必要性があろう。

## 2. 子どもたちは保護を要すると確信できる合理的で確実性のある根拠がない限り、すべての子どもと面接をする重要性を引き続き強調する

家族のなかにいるすべての子どもと接触することは、より高度な子どもの安全性と保護を確保できるかもしれないといったもうひとつの方法である。CFS法の保護を根拠とする規定では、子ども保護専門ワーカーはその権限をいかなる状況においても保有するとしている。改訂版では、一般的にひとりの子どもが保護を要しているかもしれない場合、その子どもの家族にいるすべての子どもは保護調査の対象となると明示している。子ども保護専門ワーカーが最初の照会／通告／情報によって、家族の何人かの子どもたちではなく、その中のひとりだけが保護を要するかもしれないという確信たる根拠があるという疑いをもつ場合がある。そのような場合の例を以下に示すと。

ワーカーは、3ヶ月の乳児がネグレクトされており、しばしば適切に養育されていないという照会／通告／情報を受けた。ワーカーは、先ず、その3ヶ月の乳児の保護調査を開始する、そして制限時間内に対応をし、即座に安全性のアセスメントを行う。子どもの母親は、自分の子どもを一人で家に置いていたことはなく（子どもは保育園に毎日通園しており、家には必ずおとなが居た）、ネグレクトをした証拠もないと証明することができる。ワーカーは、この家族にもうひとりの15歳の子どもがいることを確認したが3週間のキャンプに参加しており即時に安全性の介入をする必要はない。このような状況において、ワーカーはこの15歳の子どもをキャンプから帰るのを待って3週間後に面会する理由はないかもしれない。しかしながら、子どもと会えなかったとしてもワーカーは、命令に応じて15歳の子どものセーフティ・アセスメントを完了するが、それには、子どもは即時に安全性の介入をする必要がないと記述する。

## 3. リスク・アセスメント・モデルに、保護調査のための計画の展開とその書式化（24時間以内）を必要条件に追加する

これらの必要条件はすべての虐待ケース（旧基準による）のものと非常に類似しているが、新基準ではすべての子どもの保護ケースに運用する。

## 4. 閲覧許可証／通信による閲覧許可証は調査活動の新兵器となる

CFS改正法案に言及されているこの新規定がいかに調査活動を変えるものとなるか考え

てみてほしい。

## セクションII — 保護調査

本セクションは、以下の基準とリスク判定についての核心を述べている。双方とも子ども保護調査のための必要条件を明確にしている。その一つひとつを交互に注視していく。

リスク判定#3： 子どもは安全か

基準#3： セーフティ・アセスメント

リスク判定#4： 保護の必要性は確認されたか

基準#4： 保護の必要性が確認されたか否かを決定する

リスク判定#5： 子どもは保護を必要としているか

基準#5： 子どもは保護を必要としているか否かを決定する

### セーフティ・アセスメント

リスク判定#3： 子どもは安全か

基準#3： セーフティ・アセスメント

### 主要変更：

1. セーフティ・アセスメントの必要条件と注釈の双方を明瞭化する内容を追加

CSS省は、セーフティ・アセスメントの必要条件をさらに明確にする必要があると強調

する画期的な見解を CAS から受けた。

2. 家族の中のすべての子どもたちと面会することに、ワーカーは今もっていかなる努力も惜しんではならない — セーフティ・アセスメントは最初の接触時にたとえ子どもと面会ができなくても、すべての子どもたちに関する情報を記入して完了する

改訂版の内容は、子どもの緊急の安全性に焦点をあてるセーフティ・アセスメントの意図を明瞭にすることである—これらは、子ども保護専門ワーカーが子どもたちと最初に接触する時に子ども（たち）の保護介入を即時に行われなければならないのか否かを決定する際に運用するためにある。当然、セーフティ・アセスメントは家族の中のすべての子どもたちと面会をする子ども保護専門ワーカーのためにある。このアセスメントは、これらの子どもたちと面会できてもできなくても、すべての子どもたちに行われなくてはならない。

新規の情報に対応して書き換えることが可能なセーフティ・アセスメントは、ケース・ノートに記録されなければならなく、それは調査範囲（インベスティゲーション・モジュール）に適正なものでなければならない。

セーフティ・アセスメントの書式は、即時に行う最初のアセスメント（次に掲げる点を参照）を記録する場合と同様にアセスメントそのものを更新するという意図はない。

3. セーフティ・アセスメントは緊急の安全性に関わる評価（例えば、今、ここに子どもを残してもよいか？）を行うためにある。それに続く評価は緊急の安全性介入計画あるいはその他の保護調査の一部として継続する

ワーカーが子どもとの最初の面接に続いて家族の中のその他の子どもあるいはその他の養育者と面会するどんな計画も、緊急のセーフティ・アセスメントに含まれ、ケース・ノートに記録される。緊急のセーフティ・アセスメントを行う子ども保護専門ワーカーは「この子どもはこの家庭／家族にとどまることができるのかあるいは、計画はどのようにするのか、もし他になにがあるならば、子どもの安全性の確保には何が緊急に必要なのか？」といった疑問に最善の判断を当てる。

#### 4. ワーカーは情報の提供に同意を求めなければならない

注：この項目は対応時間のセクションに移すべきであり、その方が適当であると研修指導者は助言してきた。従って、リスク・アセスメント・モデルの記録に関しては、12月の再版を印刷するまで、当面の間は変更をしないとした。

子ども保護専門ワーカーが、CAS と関わりを持ったことがあるかもしれない他のどこかのサービス・プロバイダーが得た情報の開示を求める家族（子どもであるならば適切）からの同意、または CAS が持つ情報をサービス・プロバイダーに提供することの同意を求めるることは重要である。CAS は、状況によって情報は同意または同意なしに共有できる

と記された CSS 省、ケースの情報開示の方法の手引き書を想い起こせばよい。総合的な原則によれば、情報に適応する者の同意を得ることができるならば、情報はできる限り共有すべきであるとしている。新版のリスク判定のポイントと基準では、子ども／家族へのサービスの計画のその他のサービス関係者との関わりの重要性を強調している。

子ども保護専門ワーカーが、閲覧許可証／通信による閲覧許可証を求めるか否かあるいは家庭裁判所に提出する前に保護請求をするかどうかを考慮するといった行為に同意を得なくて請求ができる時期がいずれはやってくるはずである。

## 5. ワーカーはセーフティ・アセスメントにスーパーバイザーの署名をもらうのではなく、セーフティ・アセスメントに記入をする前にスーパーバイザーと協議しなければならない

子ども保護ケースの新基準を開発するワーク・グループは、主要なリスク判定はワーカーとスーパーバイザーの共同責任であることを明瞭にすべきであるとしている。オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版において、いったん下された判定に反対する判定がでた場合にワーカーとスーパーバイザーが事前に協議を行い可能な限り適切な方法をとることができると変更している。セーフティ・アセスメントはリスク判定を行う際に最も重要な作業であり、適切な対処ができるよう特別に考慮されている。

特にこのリスク判定の重要性に関わるスーパーバイザーの業務に関する変更も、CSS 省が受けた重要な意見を取り入れた結果である。

## 6. 傷害の可能性あるいは医師の診断を要する可能性のある情報を受けた場合、24時間以内に医師の診察を受ける手配をする

現行基準、注の変更 一 記録に記入するだけの目的をもって24時間以内に医師の診察を受ける手配の必要性は認めない。過去の承諾事項にはこのような行為が多く記されている。

セーフティ・アセスメントには、かなりの考慮すべき混乱をもたらす領域が認められるという報告がある。セーフティ・アセスメントには明瞭性の欠如と実践に一貫性がないといったことが認められるという調査結果もある。この件に関しては、それらの疑問が明らかになるようより多くの議論と時間をかける必要があろう。リスク・アセスメント・モデルの改訂版にあるこのセクションを熟読しさらなる議論に必要となる情報を確認してもらいたい。

## **セーフティ・アセスメントの書式に関する主要変更**

1 頁目に追加されたこと

- 照会を受けた日時
- セーフティ・アセスメントを完了した日時
- 現在？

その他の変更

- 安全性の判定—子どもは即時の保護介入が必要あるいは不需要
- スーパーバイザーのコンサルテーションの名前と日時

これらの変更は CAS のスーパーバイザーの意見を取り入れた結果、変更された。

「安全」と「危険」の範疇は、CAS からのフィードバックによって変更した。よって、書式を参照して変更箇所を確認すること。CAS のスタッフは、子どもは危険であるが家に残すといった記録について懸念を示した。リスク・アセスメント・モデルは明確で適切であるものとして定義している手前、「安全ではない」という文脈が何を意味するかを明らかにすべきである。それにもかかわらず、ことばの使用を変更することは、は子どもの安全性の即時のアセスメントを注意深く考慮しまた書式化の必要性を強化することになる。このことばの使用の変更は、下さなければならない判断の企図を単に明瞭化するものであって、変更を指しているものではない。

### **保護の確認について**

リスク判定#4： 保護の必要性は確認されたか

基準#4： 保護の必要性が確認されたか否かを決定する

### **主要変更：**

概略：

子どもは保護を必要としているという照会／通告／情報の対応において、これらの確認を

するか否かは保護調査を完了した時点で決定することが重要である。

## 7. 旧版のリスク判定#4から切り離す

このリスク判定ポイントの意図は、申し立てあるいは通告が確認され子どもの保護をするか否かの決定をワーカーが下すところにある。リスク判定#5には、子どもは保護を必要としている、あるいは子ども保護サービスの要請を続けるか否かの決定を含む。

## 8. すべての保護調査でとるべき方針

旧版の CSS 省、子ども虐待ケースの調査・運営のための基準とガイドラインでは、虐待調査に関して明確な必要条件を表示した。が、リスク・アセスメント・モデルの改訂版においては、同じ明確性をネグレクトを含むすべての子ども保護ケースに適用することを意図した。

## 9. 閲覧許可証／通信による閲覧許可証の要請を考慮にいれたすべての保護調査に要する

### 手段

改正法案の要旨を参照すると、閲覧許可証／通信による閲覧許可証に関する手続きについては、警察/CAS の協定書に追記すべきであると提言している。

## 10. 保護調査は文書化しなければならない

再度、同じことを記述する。旧版の CSS 省子ども虐待ケースの調査・運営に関する基準とガイドラインでは、虐待調査に関して明確な必要条件を表示した。が、リスク・アセスメント・モデルの改訂版においては、同じ厳格性をネグレクトを含むすべての子ども保護ケースに適用することを意図している。

## 11. 30日以内にリスク判定を行わなければならないが、事前にスーパーバイザーの許可を得た場合に限り60日以内を例外として認める

以前 CSS 省が命令を忠実に守ることに関する再検討を行った際に、21日以内に保護調査を完了する必要条件に従う項目に重大な問題があることが判明した。必要条件に従って調査を進め完了するまでの時間の43%が規定時間を超過していた。よって、判定を可能な限り早急に行う作業量の責任と期間にバランスが保たれるものでなければならない。

すべての調査を完了させるのに60日間を費やすことが目的ではなく、必要とされるすべての調査方法を試みた上で30日以内に完了できなかった場合に限ることを意図している。

この基準においては、必要とされるすべての調査方法をもって30日以内に完了させるものとするが、それは常にワーカーの管理のもとで行われるのではなく、外部のシステムとの連絡を密にしてできるものであるとも認められると記述している。この基準は作業量の問題に対応することを意図しているものではない。

## 12. すべての子ども保護ケースの実証の構成要素と手続きに関する明確な定義

旧版の基準に含まれていた実証に関する手続きを拡大した。リスク・アセスメント・モデル、26頁の研修訓練者の項を参照してリストを再検討すること。

これらの判断基準はネグレクトを実証する場合においても運用できる。

## 13. 子ども虐待登録とネグレクトに関する明確化

リスク・アセスメント・モデルの27頁を参照して、適当な文節を講読すること。

## 子どもは保護を必要としているか否かを決定する

リスク判定#5： 子どもは保護を必要としているか

基準#5： 子どもは保護を必要としているか否かを決定する

### 主要変更：

1. 決定は30日以内に行う、もしくはスーパーバイザーの許可を得た場合に限り60日以内に決定を行うことを例外として認める

この決定を30日以内に行うにあたって、あらゆる努力を惜しんではならない。以前の承諾に関する調査報告によれば、さらなる調査を進めるのに必要な期間は30日間が適切であるとしている。例外的な状況やスーパーバイザーの許可を得た上で、60日を遅れることなく決定されなければならないと認定している。

2. 30日後にさらなる調査が必要ならば、ワーカーは調査を完了するための計画を文書化しなければならない

何故にさらなる調査を進める必要があるのかを明示し、その計画は調査ができる限り早急にそして、60日以内を遅れることなく完了する保証をするものとする。

州政府が家族の生活にアセスメントや計画を伴わずに関わる期間としての60日は長い。そのことに関しては、つぎのリスク・アセスメントの必要条件において言及する。

### 3. 子どもが保護を必要としているならば、サービス開始要件を使って今のサービス要件の理由を文書化しなければならない

以前のリスク・アセスメント・モデルでは、サービス開始要件を使って、ケースを開始する時点でサービス要件の最初の理由を文書化するだけでよいとしていた。しかし、改訂版のモデルでは、保護ケースを行っている間は、継続的に、少なくとも3ヶ月毎にサービス開始要件の評定を応用するものとしている。

再度記述するが、保護ケースと非保護ケースを明確に区別することは重要である。

### 4. 特別な調査の結果

特別な調査の結果については明確にされている、例えば、保護に関する問題は実証されており、子どもは保護を必要としているといった場合である。

#### リスク判定#3、#4、#5の相違点を以下のケース例でみる

1歳になる女の子が、その母親によって（はげしく揺すられ、殴られる）身体的傷害を被っているという通告を受けた子ども保護専門ワーカーは、先ず命ぜられた12時間以内に、現在、家に居る母親と彼女の男友達に面会をする手配をする。母親は申し立てを否定しているが、ワーカーは母親と子どもの間には決定的な相互作用があることに注目した。そこで、ワーカーは、子どもには即時に保護介入を要すると同時に即時に医師の治療を受ける必要があると、傷害を受ける可能性を示唆する通告に従って実行した。子どもは母親とワーカーに付き添われて病院へ行き、検査と観察のために一晩の入院が認められた。翌日、ワーカーは、傷害はどこにも見あたらないという診察結果を聞いた。ワーカーは再度、母親と面会し、以前にCASの里親を経験したことがある子どもの祖母に子どもを預け、母親も母親を支えることのできるその家族とともに過ごす手配をした。子どもは、母親の家に行くこともできると決定された。ワーカーは保護介入を完了する手続き（多分、家族のその他のメンバー、家庭医、保健婦、母親との再度の会見）を行った。

（詳細に記述しないが）この保護介入の問題の根本は、子ども保護専門ワーカーが最初の申し立てにある身体的傷害について実証をしないで手配をはじめているところにある。しかしながら、ワーカーが母親と接触している間、母親は子どもの出産の後沈んでいたこと、かなりの量のアルコールを飲酒していたこと、助けが欲しかったと漏らしていた、といったことが判明した。よって、最初の申し立てを実証しなくても、子どもが身体的傷害を被るかもしれない相当のリスクがあり子どもは保護を要しているとワーカーは判断しているであろう。

すべての関連ケースをここで詳細に説明をすることはできないが、ひとつの実例として紹介したものである。

### **セクションIII — リスク・アセスメントおよびその他の子ども保護に関する問題のアセスメント**

このセクションにおいては以下のリスク判定のポイントと基準を一つひとつ交互に考察する。

**リスク判定#6： 子どもに将来、虐待・ネグレクトが起きるリスクはあるか**

**基準#6： 将来に起きる虐待／ネグレクトのリスク**

#### **主要変更：**

##### **1. いかなる保護調査が未完了であっても、30日以内に完了させなければならない**

結局、30日を越えてさらなる調査を要する場合は、30日を限度にリスク・アセスメントを提出することが重要である。60日間は、リスクのアセスメントの要件を検討、あるいは記録を作成しない期間としては長すぎる。よって、この必要条件はより包括的なアセスメントを完了するまでの間に継続して子どもをリスクにさらす問題を引き起こす可能性を収束するために行う作業を助けるものである。さらに、この必要条件はサービス計画をたてる準備に先立って何がリスクのきわだった問題であるかについて、子ども保護専門ワーカーは家族と交わす対話をより明確にする助けにもなる。

##### **2. 簡素化したリスク分析の必要条件**

リスク分析の簡素化にあたって多くの努力が払われたのは、以前の形式は概して混乱をきたし、それほど役に立つものではないという意見が CAS のスタッフから寄せられていたからである。オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの 70 頁の形式を見て、表題の変更箇所を見るとよい。